

ナゴヤ

子どもいきいき 学校づくり計画

望ましい学校規模を確保し、良好な教育環境を目指します！



施設も
いきいき♪

授業も
いきいき♪

友だちいっぱい
行事もいきいき♪

2019(平成31)年3月
名古屋市教育委員会

はじめに

小・中学校には、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質があります。この小・中学校の教育効果を十分に上げるためには、一定の集団規模が必要です。

しかし、少子化が進む社会状況の中、本市においても小規模校が増加しております。一方で、過大規模の小学校も市内にあり、教育活動が制約される状況も見られます。また、学校施設の老朽化の進行も大きな課題となっております。

そこで、このたび「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」の策定を進め、望ましい学校規模を確保することを通して、子どもたちの教育環境を改善したいと考えました。

この取り組みでは、子どものことを第一に考え、学校統合等を契機に、新たな時代のニーズに即したよりよい教育環境を整備するとともに、学校が教育の場であるだけでなく、防災や地域交流の場である等、地域コミュニティの核となっている点に配慮する必要があると考えます。また、今後、少子高齢化が進むことによる福祉の視点での配慮が必要となってくる場合があることも考えられ、今まで以上に全市的な視点が必要となります。

教育委員会では、以上のような視点に配慮しつつ、市民の皆様のご理解を得ながら、望ましい学校規模を確保することにより「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指し、本計画に基づき取り組みを進めてまいります。

2019年3月

名古屋市教育委員会

目次

I ナゴヤ 子どもいきいき 学校づくり計画について

1 計画策定の趣旨	1
2 目指すべき姿	1
3 行動指針	1
4 計画期間	1
5 実現したい学校ビジョン	2

II 現状と課題

1 現状	4
2 課題	7
3 課題の解決に向けて	10

III 今後の小規模校への取り組み

1 取り組みの方向性	11
2 取り組みの方法に関する事	12
3 取り組みの進め方に関する事	14
4 取り組みの推進体制等に関する事	18
5 施設整備に関する事	18
6 取り組みを進める上での配慮事項	19

IV 今後の過大規模校への取り組み

1 取り組みの方法に関する事	21
2 取り組みの進め方に関する事	23

V 計画の推進に向けて

1 情報の発信	24
2 取り組みの検証	24

参考資料	25
------------	----

I ナゴヤ 子どもいきいき 学校づくり計画について

1 計画策定の趣旨

○名古屋市では、少子化に伴い小規模校（11 学級以下の小学校）が増加したため、1998（平成 10）年から学校の統合による課題解消に取り組み始めました。

2010（平成 22）年には「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）と「小規模校対策に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、計画的に小規模校対策を進めることにしました。

○「実施計画」に基づき、小学校 44 校を対象に取り組みを進め、統合により 3 校の小規模化を解消しました。しかし、2016（平成 28）年度に計画期間が終了した段階において小規模校は実施計画策定時よりも増加しており、また、過大規模校や学校施設の老朽化等の課題も生じています。

○そこで、教育委員会では、これまでの「基本方針」及び「実施計画」を見直し、学校規模に関する新たな計画として「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を策定することとしました。今後は本計画に基づき取り組みを進めていきます。

2 目指すべき姿

望ましい学校規模を確保することで、「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指します。

3 行動指針

目指すべき姿を実現するにあたっての行動指針を以下の通りとします。

- 1 子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組みます。
- 2 学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現します。
- 3 望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図ります。

4 計画期間

2019（平成 31）年度から 2033 年度までの 15 年間とします。

※本計画に基づく取り組みの状況や人口動向の変化等を踏まえ、計画期間の中間年を目処に、必要に応じて本計画の見直しを行います。

5 実現したい学校ビジョン

本計画に基づく取り組みを進め、望ましい学校規模を確保することにより、子どもたちがいきいきと輝く以下のような魅力的な学校ビジョンの実現を目指します。

教育面 子どもたちが多くの人とふれあい育ちます。

- 様々な考え方や価値観に触れ、切磋琢磨することで、社会性やコミュニケーション能力、向上心等を高めることができます。
- クラス替えを契機として意欲を新たにしたり、新しい人間関係を構築する力を身に付けたりすることができます。
- 運動会や文化祭等、学校行事において、種目や演目の選択肢に幅をもたせ、クラス同士が切磋琢磨することで、行事が活性化します。
- 子どもたちが多様な発言をし、対話をする等、活発な授業を展開できます。
- 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習・グループ学習を、人数の制約なく行うことができます。
- 係活動等の役割をバランスよく分担することで、子どもたち一人ひとりが活躍する場や機会を確保することができます。

学校運営面 教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実します。

- より多くの教員によって、子どもの評価を多面的に行えます。
- 小規模校よりも教員の配置人数が多くなり、校務や行事の事務分担を適切に行うことができるため、教員が子どもと向き合う時間をより多く生み出せます。
- 学級の枠を越えた習熟度別指導や学年内の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができます。
- 教員が連携をとって子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握できるようになり、きめ細やかな指導を行えます。

施設面 学校施設の老朽化を早期に改善します。

- 学校統合を契機に、必要に応じたりニューアル改修や増改築を行うことで、老朽化の進む学校施設の早期改善を図り、安心・安全・快適な施設環境を確保します。
- 多目的教室やオープンスペース、電子黒板等のICT環境の整備を始め、学習指導要領の改訂等に合わせて求められる教育環境の多様な変化に、優先的に対応します。

学校ビジョンの具体化（なごや小学校の事例）

教育面・学校運営面

■学校規模 全学年において、クラス替えができる規模に

統合前 2014（平成26）年度		なごや小	統合後 2017（平成29）年度	
幅下小	198人 8学級 延床 4,823㎡		385人 15学級 延床 8,062㎡	
江西小	98人 6学級 延床 4,100㎡			
那古野小	100人 6学級 延床 4,178㎡			

統合により、学校ビジョンを具体化しています。



※学校統合後も、地域活動は統合前と同じ単位(学区組織)で行っています。

■授業 子どもたちから多様な発言を引き出し、グループ学習を柔軟に行っています。



■交流 多くの友だちと触れ合うことで、社会性を育み、学校の楽しさがアップしています。



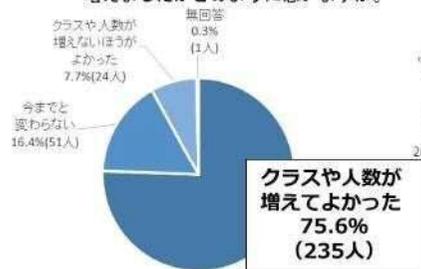
■行事 運動会や文化祭等で、種目や演目の幅が広がりクラス同士が切磋琢磨しています。



児童・保護者の声

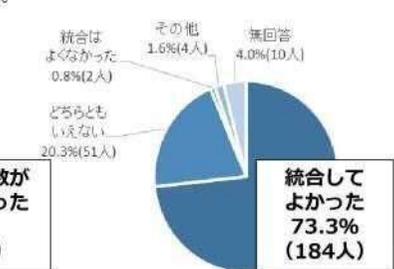
①児童

問 クラスの数や学年の人数が増えましたがどのように思いますか。



②保護者

問 お子様の様子を見て、学校が統合したことについて、どのように感じておられますか。



施設面

- 校舎
- 体育館・プール
- 延床面積

必要な運動場面積を確保しつつ、教室不足に対応するため「改築」
老朽化状況を踏まえて「改修」
統合前に比べて総面積は減少、1校あたりの面積は増加



特徴① 教室とオープンスペース

教室とオープンスペースの間は自由に開閉でき、オープンスペースを活用した多様な活動をしています。



特徴② 開放廊下

児童交流の他、アサガオ等を育てています。



特徴③ メディアルーム

調べ学習やICT機器を活用しながらの外部講師の出前授業等、多彩な活用をしています。



特徴④ トイレ

衛生的なドライ方式を採用しています。多機能トイレを新たに整備しました。



II 現状と課題

1 現状

(1) 学校規模の考え方

○本市では、小学校は 12 から 24 学級、中学校は 6 から 24 学級を「望ましい学校規模」と考えます。

○小学校ではクラス替えができない学年が生じる 11 学級以下、中学校では 5 学級以下の学校を小規模校と考えます。また、小・中学校ともに 31 学級以上を過大規模校と考えます。

		11 12	24 25	30 31(学級数)
小学校	小規模	望ましい規模	大規模	過大規模
中学校	小規模	望ましい規模	大規模	過大規模
		5 6	8 9	18 19
			24 25	30 31(学級数)

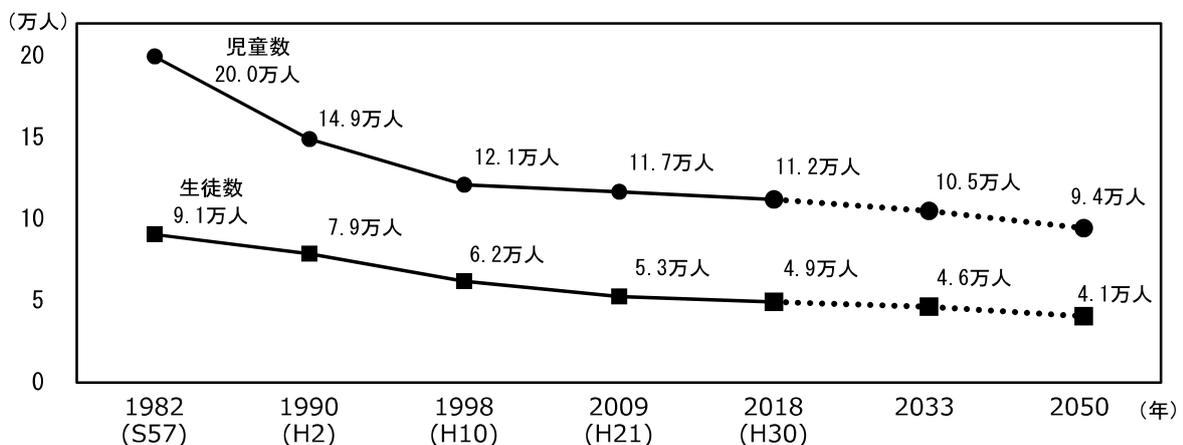
- ※ 特別支援学級は、設置基準が異なることから、ここで示す学級数には含めないものとします。
- ※ 中学校は、教員配置等、教育諸条件を考慮し、9 から 18 学級をより望ましい規模と考えます。

(2) 児童・生徒数の推移

○少子化の進行により、市立小・中学校に通う児童・生徒数は、ピーク時の 1982（昭和 57）年度（児童数 20.0 万人・生徒数 9.1 万人）と比較して、2018（平成 30）年度は 4 割以上減少しています。（児童数 11.2 万人・生徒数 4.9 万人）

○少子化は、今後も続くと予想されており、約 30 年後の 2050 年には、児童・生徒数は、さらに減少する見込みです。

■ 児童・生徒数の推移（1982 年～2050 年）



名古屋市推計を基に教育委員会が作成

(3) 小規模校・過大規模校の推移

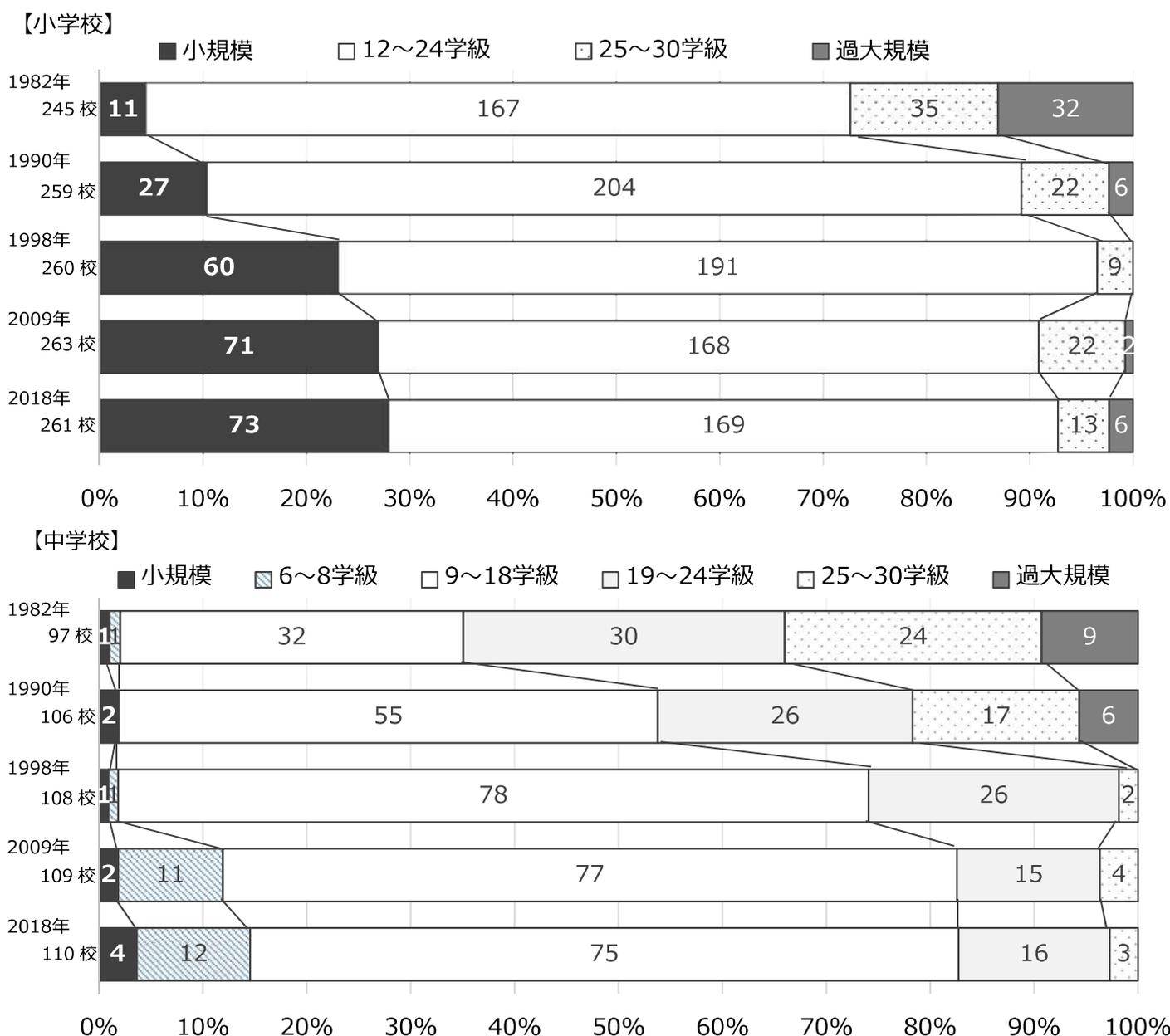
○本市の市立小・中学校数は、児童・生徒数のピークである1982（昭和57）年度（小学校245校・中学校97校）よりも、2018（平成30）年度は29校増加しています。（小学校261校・中学校110校）

○この間、小学校では小規模校が11校から73校に増加しており、全市の約3割が小規模校となっています。さらに、小規模校73校の内、全学年が1学級（単学級）の学校が24校あり、小規模化がいつそう進んでいます。

今後、少子化が続くことに伴い、小規模校はさらに増えていくと予想されます。

○小規模校が増えている一方で、過大規模の小学校が市内に6校あります。

■ 小規模校・過大規模校の推移（1982年～2018年）

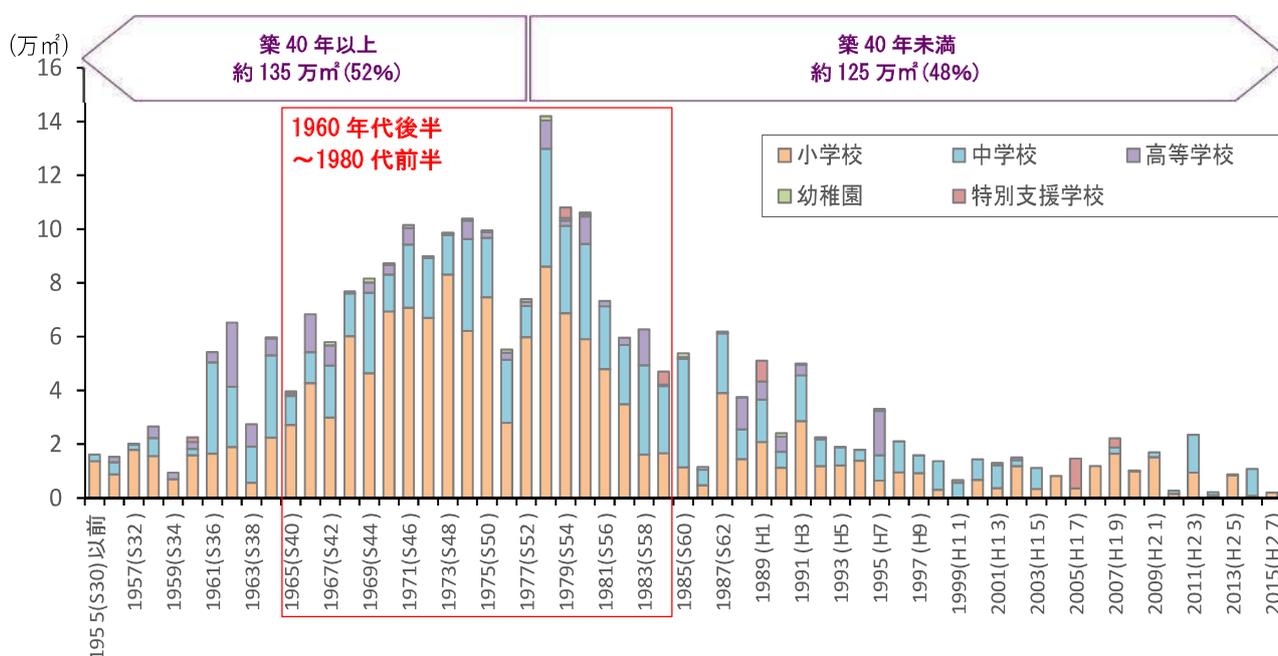


(4) 学校施設の状況

○学校施設は、児童・生徒数が急増した1960年代後半～80年代前半に集中して建築されており、2017（平成29）年度には、約半数がこれまで改築の目安としていた築40年以上を経過しており、老朽化が進んでいるとともに、新たな社会的ニーズへの対応も求められています。

○本市では2017（平成29）年に「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」（以下、「リフレッシュプラン」という。）を策定し、学校施設の老朽化対策に取り組んでいます。

■ 建築年別延床面積



2 課題

(1) 小規模校

○教育委員会では「基本方針」で小規模校の課題や対策の必要性を示しています。また、2015（平成27）年には、国（文部科学省）において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引」という。）が策定されています。

○小規模校には、次のような面があります。

- ・学校行事で、すべての児童・生徒に活動の場を与えやすい。
- ・異学年の交流が図りやすい。
- ・一人ひとりの児童・生徒にきめの細かい指導がしやすい。

○一方で、小規模校には教育面や学校運営面において、次のような課題があります。

① 教育面

- 日々の学校生活の中で、様々な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる。
- 子どもたちの実態に応じたクラス替えが困難であるため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- 運動会・文化祭・遠足等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習、班活動やグループ分けなどに制約が生じる。
- 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- 指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が影響を受けやすくなる。

② 学校運営面

- 子どもたちの良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。
- 小規模校では教員数が少ないため教員一人あたりの校務や行事に関わる負担が重くなる。
- 経験年数、専門性、男女比等のバランスが取れた教員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- 学級の枠を越えた習熟度別指導や、学年内の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることが困難となる。

○上記のような小規模校の課題を解決しつつ、小規模校のよさを残しながら、児童・生徒にとってよりよい教育環境にするため、一定規模以上の学級数が必要であると考えます。

(2) 過大規模校

- これまで、過大規模化が見込まれ、隣接の学校への通学区域の変更が困難な場合、用地を取得し新しい学校を建設してきました。現在は、市街地で用地が確保できない、通学区域の変更について保護者・地域の合意が得られない等、過大規模の解消が困難な学校が存在しています。
- 現在も必要に応じて学校の分離新設を行っていますが、用地を取得したものの過大規模化せずに長期間経過し、新しい学校を建設する目処が立っていないケースも発生し、課題となっています。
- 過大規模校では、多くの出会いから様々な経験ができる機会に恵まれる一方で、「国の手引」によれば、教育面や学校運営面において次のような課題が生じる場合があるとされています。

① 教育面

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる。
- 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、子どもたちの人間関係が希薄化したり、異学年交流の機会が設定しにくくなったりする。
- 一人あたりの運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる。
- 特別教室や体育館等を授業で利用できる頻度が低くなる。

② 学校運営面

- 教員集団として、子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難である。
- 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる。



望ましい学校規模を確保し、小規模校・過大規模校の課題を解消することで、魅力的な学校ビジョンの実現を目指します。(2ページ参照)

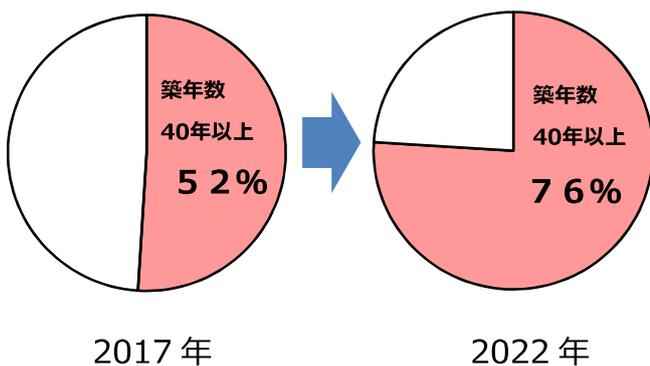
(3) 施設の老朽化

○学校施設は、老朽化が進行しており、4年後の2022年までには、約4分の3もの校舎等が築40年以上となる状況です。老朽化への対応もますます求められています。

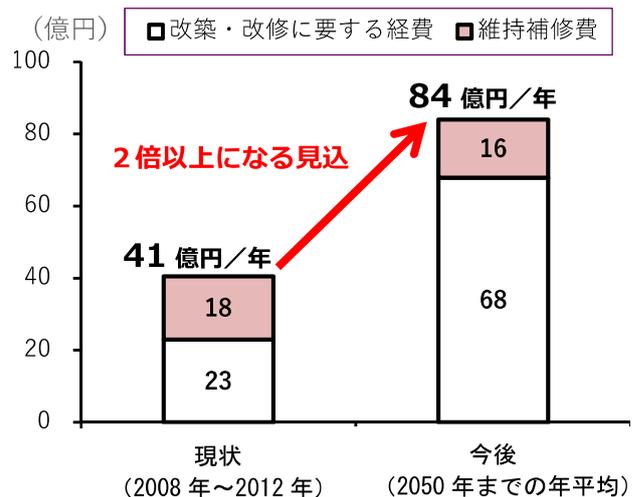
○かつては、築40年程度で改築していましたが、今後も同じ手法で整備した場合は、毎年必要となる施設整備費が2倍以上になると見込まれます。現在、「リフレッシュプラン」に基づいて、整備手法を見直し、リニューアル改修等による学校施設の長寿命化に取り組んでいます。

○「リフレッシュプラン」では今後の整備について検証を行い、財政的に持続可能な範囲で、学校施設を安心・安全・快適に維持管理していくためには、保有資産量の適正化が必要であることが分かりましたが、それをどのように進めていくかが課題となっています。

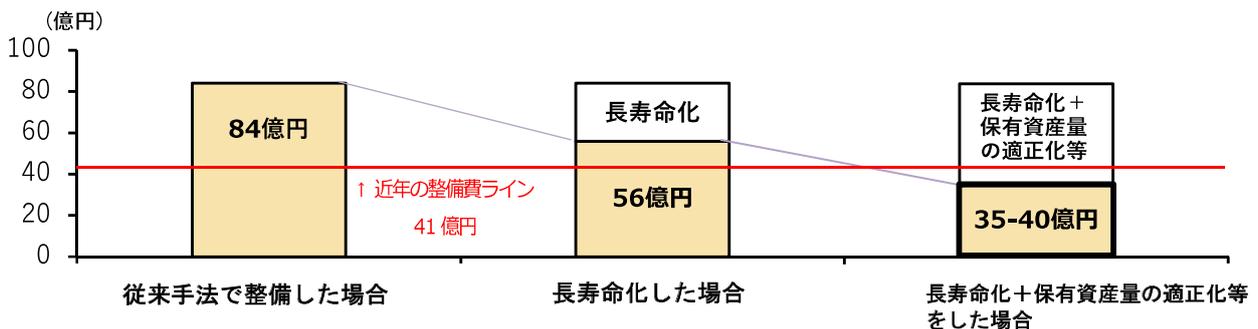
■ 学校施設の老朽化状況



■ 今後必要となる整備費（一般財源）



■ 今後の整備について



出典：名古屋市学校施設リフレッシュプラン

「施設の長寿命化」 + 「統合による保有資産量の適正化」等により、財政的に持続可能な範囲で老朽化が進行している学校施設を「安心・安全・快適に維持管理」していくことを目指します。

3 課題の解決に向けて

(1) 学校規模適正化推進懇談会

課題を解決するために、2017（平成 29）年 10 月から、学識経験者や学校関係者、保護者、地域の関係者等からなる「学校規模適正化推進懇談会」を開催しました。

懇談会では、「学校の小規模化、過大規模化を解消し、良好な教育環境を確保する。」というテーマで意見交換が行われました。本計画に関する主な意見は以下の通りです。

○クラス替えができる学校規模が確保され、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れることで、社会性や規範意識を身に付けることが重要である。

○学校規模の適正化は、子どもが卒業した後に実現するのではなく、できる限りスピード感をもって取り組まなければならない。

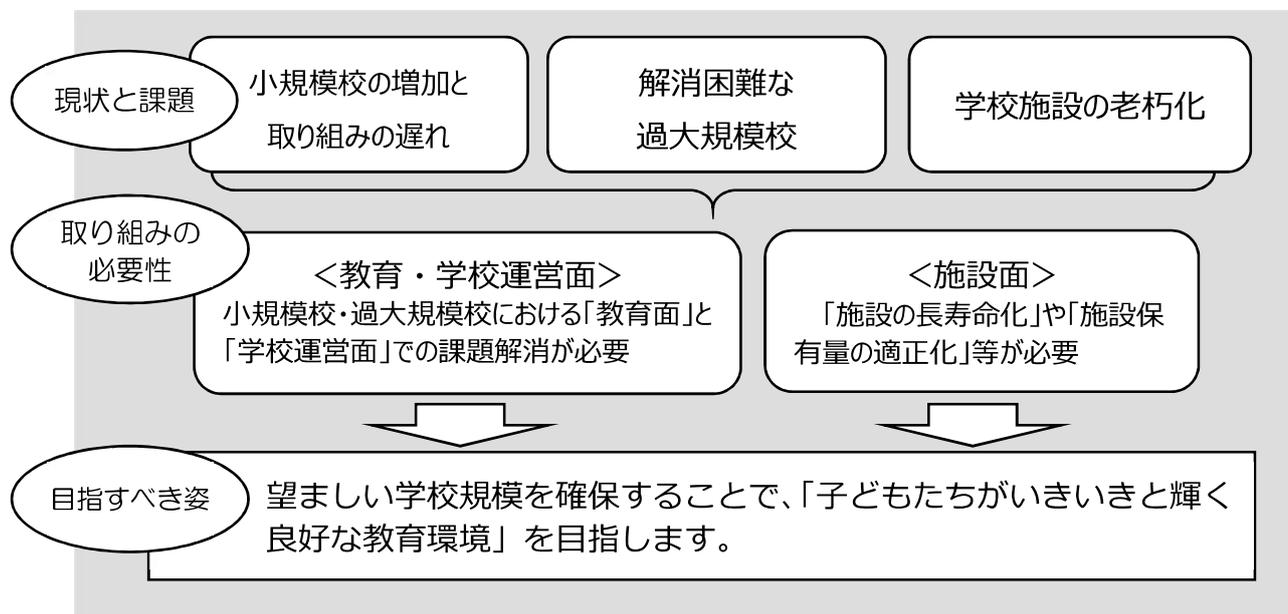
○学校は第一に子どもたちのものであって、そこに地域コミュニティや防災の拠点といった役割が加わるので、子どもの利益が最初に考えられなければならない。

○この取り組みは教育委員会の施策としてだけでなく、市全体のまちづくりにもつながるものである。名古屋の将来を担う子どもたちにとって望ましい新しい学校を創っていくべきである。

○取り組みを推進することで、名古屋の未来が明るくなる方向性を示し、具体的な提案を多くの保護者、地域関係者、学校関係者と共有できるようにしてもらいたい。

(2) 本計画に基づく望ましい学校規模の確保の推進

懇談会での意見も踏まえて、本計画を策定し、課題解決に向けた望ましい学校規模を確保する取り組みを推進します。



Ⅲ 今後の小規模校への取り組み

1 取り組みの方向性

本計画では、現状と課題や過去の取り組み事例を踏まえ、以下の方向性で小規模校への取り組みを進めます。

<取り組みの方法に関すること>

○統合の組み合わせ等について、柔軟に対応できるように見直します。

<取り組みの進め方に関すること>

○取り組みを行う学校は、学級数のみでなく学校や地域の実情を踏まえて選定します。

○合意形成には教育委員会が主体的に関わり、学校ごとの具体的なプランを提示し、早期の課題解決を目指し保護者・地域と協議します。

<取り組みの推進体制等に関すること>

○市内複数の学校で、迅速かつ着実に取り組みを進められるよう、組織・人員を整えます。

<施設整備に関すること>

○学校統合を契機に老朽化の進む学校施設を早期改善し、教育環境の向上を図ります。

<取り組みを進める上での配慮事項>

○取り組みを進めるにあたっては、児童・生徒の通学の安全や学校生活等に配慮しながら進めます。

2 取り組みの方法に関すること

- 小規模校への取り組みは、「通学区域の変更」または「学校の統合」により進めます。
- 取り組みは、中長期的な視点で望ましい学校規模が維持できるように検討します。
- 学校の統合は、次の考え方により行います。

① 統合の組み合わせ

- 隣接する学校の統合を基本とします。
- 原則として、同じ行政区内、同じ中学校ブロック内の組み合わせとします。
- ただし、特に有効と考えられる場合は、行政区や中学校ブロックを越えた統合を検討します。

② 小学校と中学校の併設

- 通学距離や敷地条件等で、特に有効と考えられる場合は、小学校と中学校を併設した形での統合を検討します。この場合、小・中学校合わせて過大とならない規模（30 学級以下）で検討します。
- また、併設による統合の場合には、専門性をもった中学校の教員が小学生を教える等、そのメリットを生かした教育の充実に努めます。

③ 通学距離

- 通学は、徒歩を基本とし、その距離は小学校では概ね 2 キロメートル、中学校では概ね 3 キロメートルを目安とします。
- 上記の目安を超える場合は、児童・生徒の安全面や負担面の取り組みが可能であれば、柔軟な対応を検討します。

④ 学校等の沿革・歴史等、諸条件の勘案

- 学校や地域にはそれぞれに歴史があることから、統合校の組み合わせを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎等の諸条件を、可能な限り勘案して検討します。

⑤ 統合校のあり方

- 原則として、統合により一方の学校を残し、他方の学校を廃止するのではなく、新しい学校を開設するという考え方で、各校の特色やよさを継承・発展させるよう統合後の学校づくりに取り組みます。

⑥ 跡地の活用

○統合により使用しなくなる校地や校舎については、防災拠点等、地域に必要な機能に配慮しながら、余剰となる資産の有効活用を全市的な視点で検討します。

<参考>

統合により使用しなくなった校地や校舎は、次のように有効活用されています。いずれの跡地も指定避難所等となっており、地域の防災機能も確保されています。

- ・旧江西小 インターナショナルスクール（予定）
- ・旧那古野小 会議室、シェアオフィス、イベントスペース等（予定）
- ・旧新明小 コミュニティセンター
- ・旧六反小 私立中学校
- ・旧本陣小 中村区役所等複合庁舎（予定）
- ・旧亀島小 民間保育園及び公園、地域住民利用施設（予定）、サービス付き高齢者向け住宅（予定）等



旧六反小跡地の私立中学校

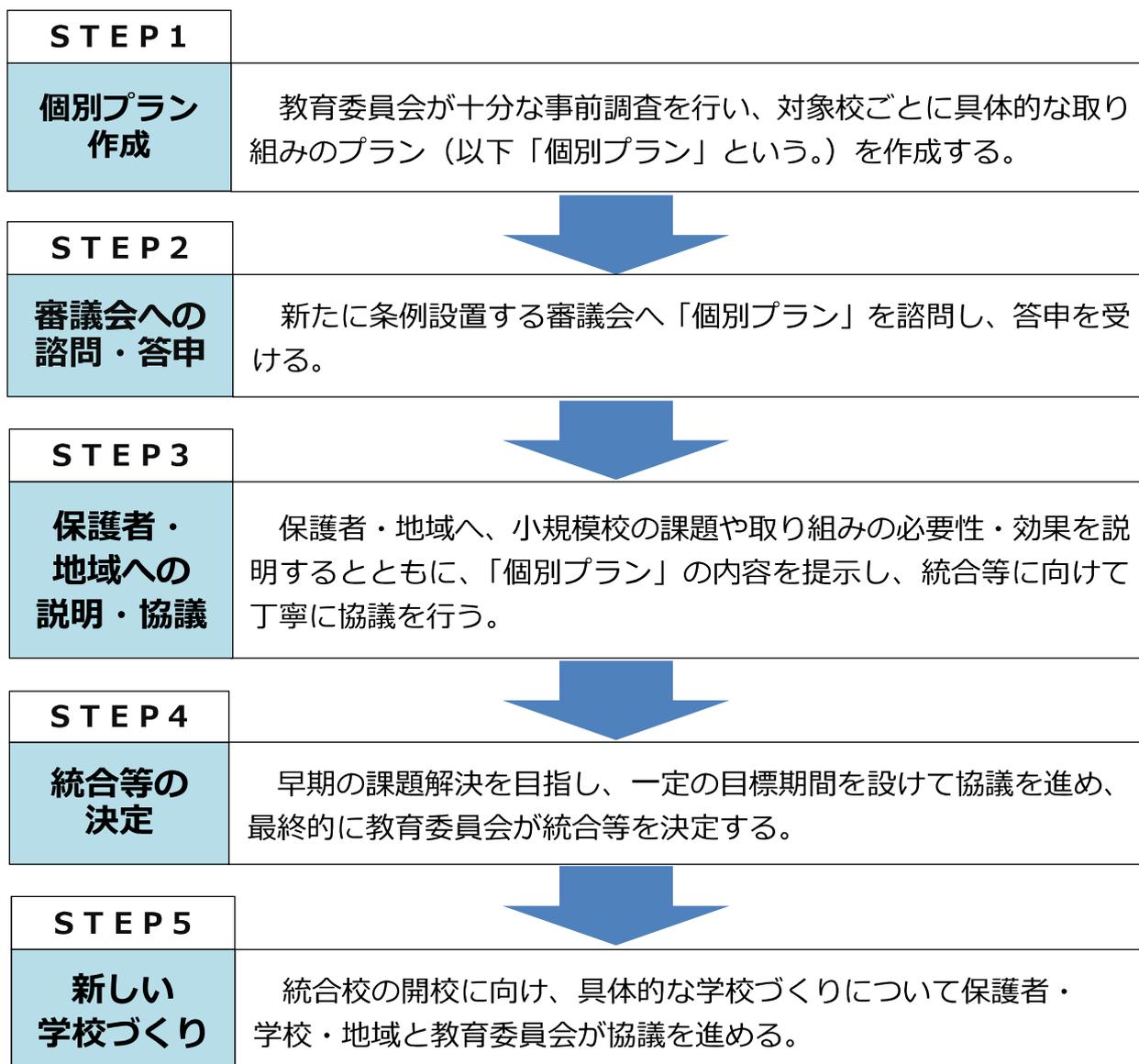


旧亀島小跡地の民間保育園及び公園

3 取り組みの進め方に関すること

(1) 取り組みの流れ

○小規模校への取り組みは、以下の流れで進めます。



(2)「個別プラン」について

- 「個別プラン」は、教育委員会が保護者・地域への説明・協議を進める際に、具体的な取り組み内容を提示するため、学校ごとに作成します。
- 「個別プラン」の対象となる学校は、ア～ウに全て該当する小・中学校とします。ただし、ア～ウは学級数や幼児人口等の変化に応じて、毎年度更新します。

ア 小規模校であること。

イ 6年間小規模校が継続する見込みであること。

※幼児人口（0～5歳児）や児童人口に、集合住宅の開発計画や人口移動率等を加味し短期的な将来推計を用います。

ウ 6～15年後も小規模化の傾向であること。

※国勢調査の結果を基に、出生率等を加味した中長期的な将来推計を用います。

<参考>市内の小規模校 ※2018（平成30）年5月1日現在

小学校（73校）

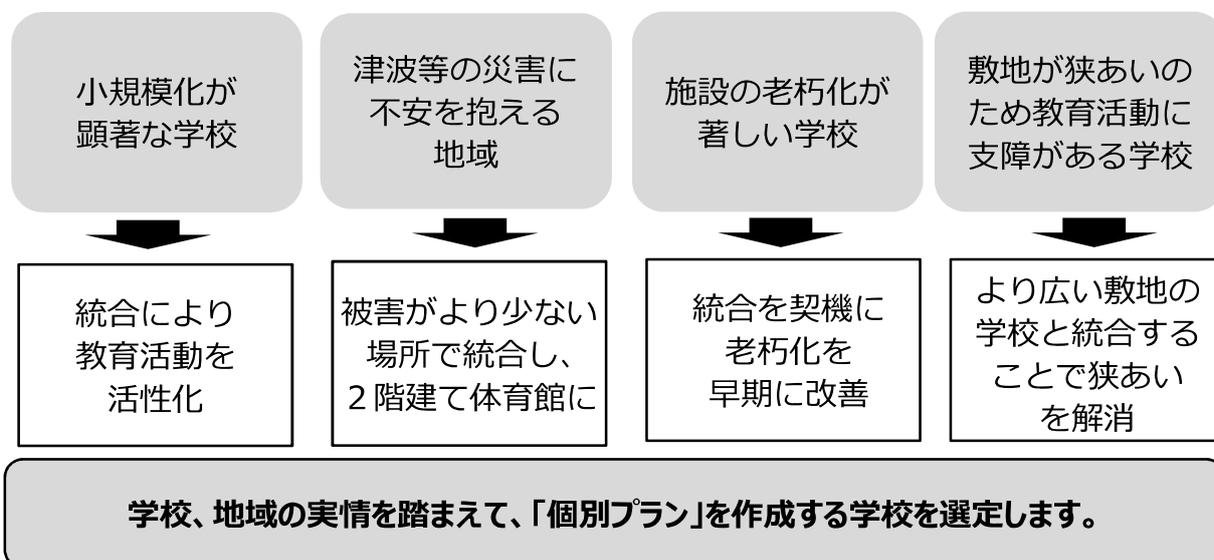
区	小学校名	区	小学校名
千種	内山⑥、千石⑧、千種⑨	昭和	白金⑥、鶴舞⑦
東	砂田橋⑨、葵⑪	瑞穂	堀田⑧、御劔⑩
北	六郷⑥、六郷北⑥、杉村⑧、如意⑨、川中⑩、大杉⑪、辻⑪、西味鏡⑪、宮前⑪	熱田	高蔵⑩
		中川	正色⑥、広見⑥、愛知⑧、露橋⑨、西前田⑨、明正⑨、西中島⑩、八熊⑩
西	浮野⑥、栄生⑥、南押切⑥、榎⑩、児玉⑩	港	東海⑥、中川⑥、神宮寺⑦、西築地⑦、西福田⑦、野跡⑦、成章⑩
中村	笹島⑥、豊臣⑥、米野⑦、中村⑦、牧野⑧、稲西⑨	南	柴田⑥、大生⑥、千鳥⑦、大磯⑩、宝⑩
		守山	本地丘⑥、森孝東⑥、西城⑨、森孝西⑩
中	大須⑥、新栄⑥、千早⑥、平和⑥、御園⑥、老松⑦、栄⑦、名城⑨、松原⑩	緑	浦里⑦、黒石⑩、常安⑩
		名東	牧の原⑧、梅森坂⑨、引山⑩、豊が丘⑩
		天白	相生⑥、高坂⑥、平針北⑩

中学校（4校）

区	中学校名
西	菊井⑤
中村	笹島③
中	丸の内③、前津⑤

※丸数字は特別支援学級を除く学級数

○「個別プラン」を作成する学校は小規模化の状況の他、地域の防災対策上の理由や学校施設の老朽化、狭あい化等、学校や地域の抱える実情を踏まえて年度ごとに選定します。



○「個別プラン」には、十分な事前調査を行った上で、統合の相手校、選定理由、統合の場所等の項目について教育委員会の考え方を掲載します。

項目例	内 容
統合等を行う学校	統合等を行う学校名の他、児童・生徒数の推移・現状、学校等の沿革、施設の状況等、学校の状況を示す。
相手校（関係校）	統合の相手校名（通学区域を変更する場合は関係校名）を、その理由とともに示す。
選定理由	統合等を行う学校として選定した理由を示す。
統合等の方法	「統合」と「通学区域変更」いずれの手法をとるかを示す。
統合場所	統合校の設置場所を校地面積や地理的要件等の理由とともに示す。
学校規模	現状と取り組み後の学校規模を示し、改善されることが分かるように示す。
通学区域	取り組み後の通学区域を示す。
通学距離	取り組み前後の通学距離を、違いが分かるように示す。
安全対策	想定される通学路について、安全対策の考え方を示す。
施設整備	統合校の整備方法について、統合後の学校規模等を考慮し、想定される方向性を示す。
スケジュール	個別プラン提示から統合校開設までの見通しがもてるよう、取り組みのスケジュールを示す。

(3) 審議会による審議

- 教育委員会が「個別プラン」に基づき、保護者・地域、学校現場の理解を得て取り組みを進めていくためには、中立性や客観性が求められるとともに、専門的立場からの見識や判断等が必要です。そこで、教育委員会の附属機関として、条例に基づく審議会を新たに設置します。
- 審議会は、教育、地域コミュニティ、建築、まちづくり等に関係する学識経験者の他、小・中学校の保護者、地域コミュニティの代表者等で構成します。
- 審議会は、「個別プラン」に関するものの他、望ましい学校規模の確保に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申します。

(4) 保護者・地域への説明・協議

- 審議会の答申を受けて、小規模校の課題、取り組みの必要性や効果とともに「個別プラン」の内容を保護者・地域へ説明します。
- 子どもたちにとって良好な教育環境を早期に確保できるよう、あらかじめ設定した目標期間を目処に、保護者・地域との協議を行います。
- 「個別プラン」に基づいて、丁寧に協議を重ね、保護者・地域と十分な調整を行った上で、教育委員会が統合等を決定します。

(5) 統合決定後の新しい学校づくり

- 統合決定後は、統合校の開校に向けて、校名・校章・校歌、施設整備、通学安全等、様々な内容について保護者・地域・学校と協議し、子どもたちがいきいきと輝く学校ビジョンの実現を図ります。(2ページ参照)
- さらに、関係者で話し合いながら、統合を契機に新たな教育ニーズに優先的に対応したり、地域の特色を活かした学習内容を企画したりする等、より魅力的な「子どもいきいき学校づくり」を進めます。

4 取り組みの推進体制等に関すること

- 取り組みにあたる組織・人員を拡充し、複数の担当チームを確保します。1か所の学校に1つのチームが集中的に対応し、望ましい学校規模の早期実現を図ります。
- 地域のニーズや課題を把握し、取り組みに反映できるよう、区単位で行われる事業や、地域の方が出席する会議への参加、各担当部署との情報交換等、区役所との連携を図ります。また、学校での子どもたちの状況等を把握するため、学校現場との連携を強化します。

5 施設整備に関すること

① 統合校における整備

- 統合に向けた整備により、トイレを始め老朽化の進む学校施設の早期改善や、多様化する教育ニーズへの対応等、子どもたちの教育環境の向上を図ります。
- 整備に際しては、統合後の児童・生徒数等に応じて、必要なりリニューアル改修や増改築を統合時に行います。
- 統合までの期間における小規模校等では、学校運営上必要な修繕を実施します。

② 整備に際して検討する事項

- 増改築を行う場合には、工期の短縮が期待できるとともに、間仕切り等の変更が容易で、将来の柔軟な教室転用が可能となる鉄骨造を検討します。
- リニューアル改修を行う場合には、児童・生徒数の見込みや教室の用途等によって学校で必要となる教室を整理するとともに、余剰スペースが生じる場合は、他の公的目的や地域コミュニティの拠点として活用する等、幅広い視点での有効活用を検討します。
- 敷地条件や周辺公共施設の状況、教育環境への影響等を勘案した上で、子育て支援施設や福祉施設等との複合化も検討します。
- 近隣に受け入れ可能なプールがあり、経費の抑制や平準化の観点から効果が見込まれる場合は、学校外プールの活用も検討します。

6 取り組みを進める上での配慮事項

① 児童・生徒の学校生活

○新たな人間関係をスムーズに構築できるよう児童・生徒相互の交流活動を実施します。また、スクールカウンセラーの活用やなごや子ども応援委員会との連携を図り、児童・生徒の心に寄り添いながら取り組みを進めます。

○統合校への教員の配置に際しては、児童・生徒や保護者・地域等を理解した教育が継続できるよう、統合前の学校の教員をバランスよく配置できるようにします。

② 通学の安全

○統合に伴い、通学距離や通学路の変更が生じることもあり、通学の安全は、保護者にとって関心の高い事項です。そこで関係行政機関と連携を図り、地域ごとの通学路や交通状況の特性を踏まえ、通学の安全確保に取り組みます。

<参考> なごや小学校における通学路の安全対策の例



狭い歩道にガードパイプを設置



注意標示の設置



歩行者先行信号の設置



通学練習会を実施

③ 学校統合後の地域活動

○地域住民には、学校が統合された場合に地域活動を行う単位（学区組織）も統合されるのではないかと、との心配があることから、学校統合後も現在と同じ単位（学区組織）での活動が可能であることを、十分に周知する等、地域活動に配慮しながら取り組みを進めます。

<参考> なごや小学校がある3学区の活動

これまでの統合校の地域活動は、いずれの地域も統合前と変わらずに従前の学区組織の単位で行われています。



幅下学区の盆踊り



江西学区の防災訓練



那古野学区の餅つき大会

④ 学校現場の負担軽減

○統合校においては、学校の移転や新しい学校づくりに伴う事務等が発生し、負担となることが考えられることから、講師や嘱託事務員の配置等により負担軽減に努めます。

IV 今後の過大規模校への取り組み

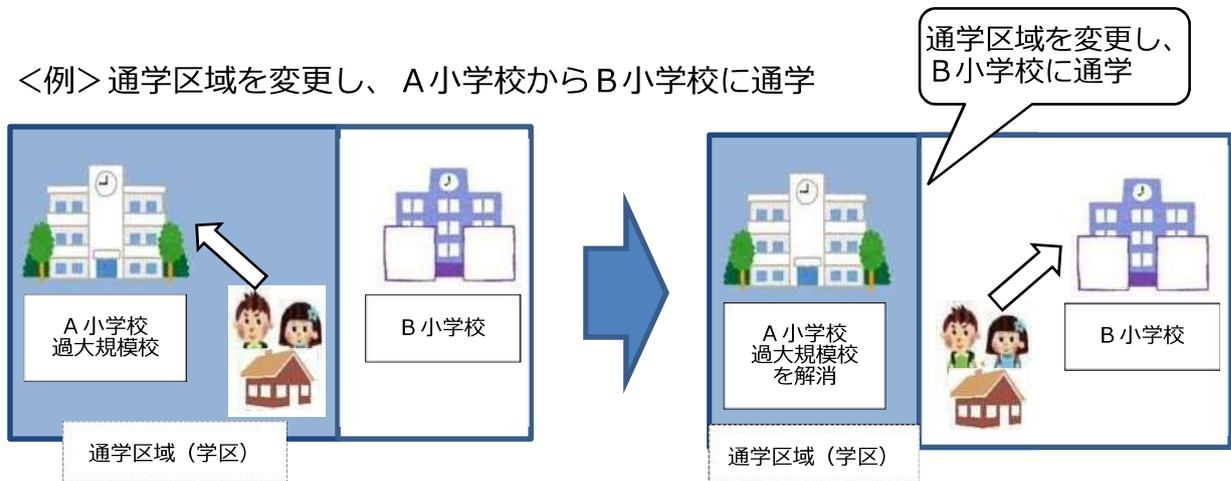
1 取り組みの方法に関すること

○過大規模校への取り組みは、「通学区域の変更」または「学校の分離新設」により進めます。

① 通学区域の変更

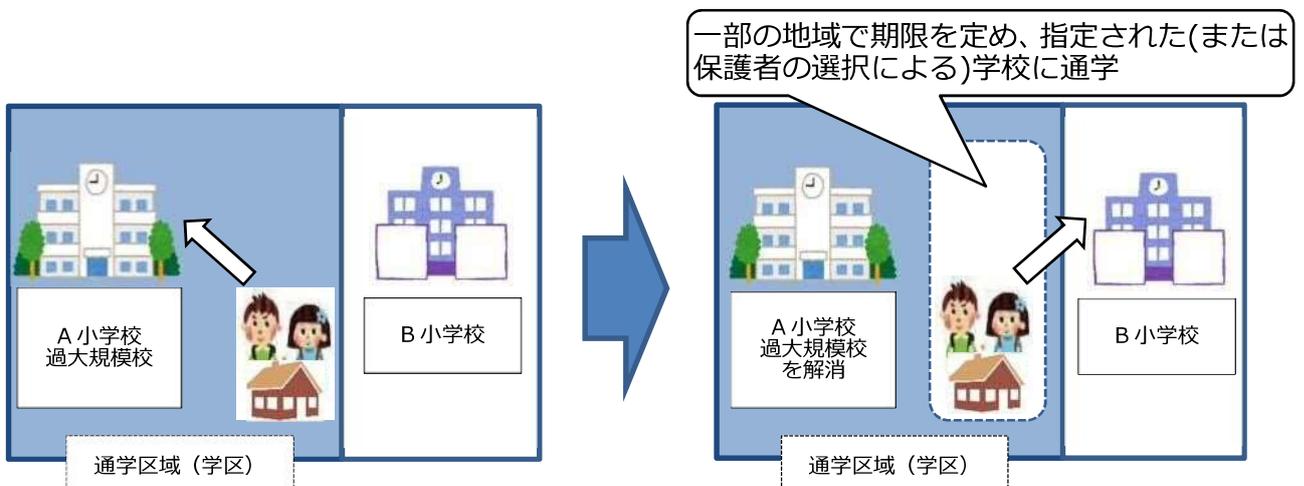
○隣接校が受け入れ可能な学校規模である場合は、通学区域の変更により進めます。
(地域活動は、通学区域の単位で行われているため、地域活動の範囲も併せて変更することになります。)

<例> 通学区域を変更し、A小学校からB小学校に通学



○地域活動の範囲も併せて変更することが困難な場合は、期限を定め、指定された(または保護者の選択による)学校に通学する特例制度を適用します。

<例> 特例制度を適用し、A小学校からB小学校に通学



※地域活動の単位としての「学区」は変わりません。

② 学校の分離新設

○隣接する学校への通学区域の変更が困難であり、用地の確保が可能である場合は、学校の分離新設を検討します。

③ その他の検討事項

○「通学区域の変更」や「学校の分離新設」に加え、他都市で実施されているような新たな手法について検討します。

※他都市の事例

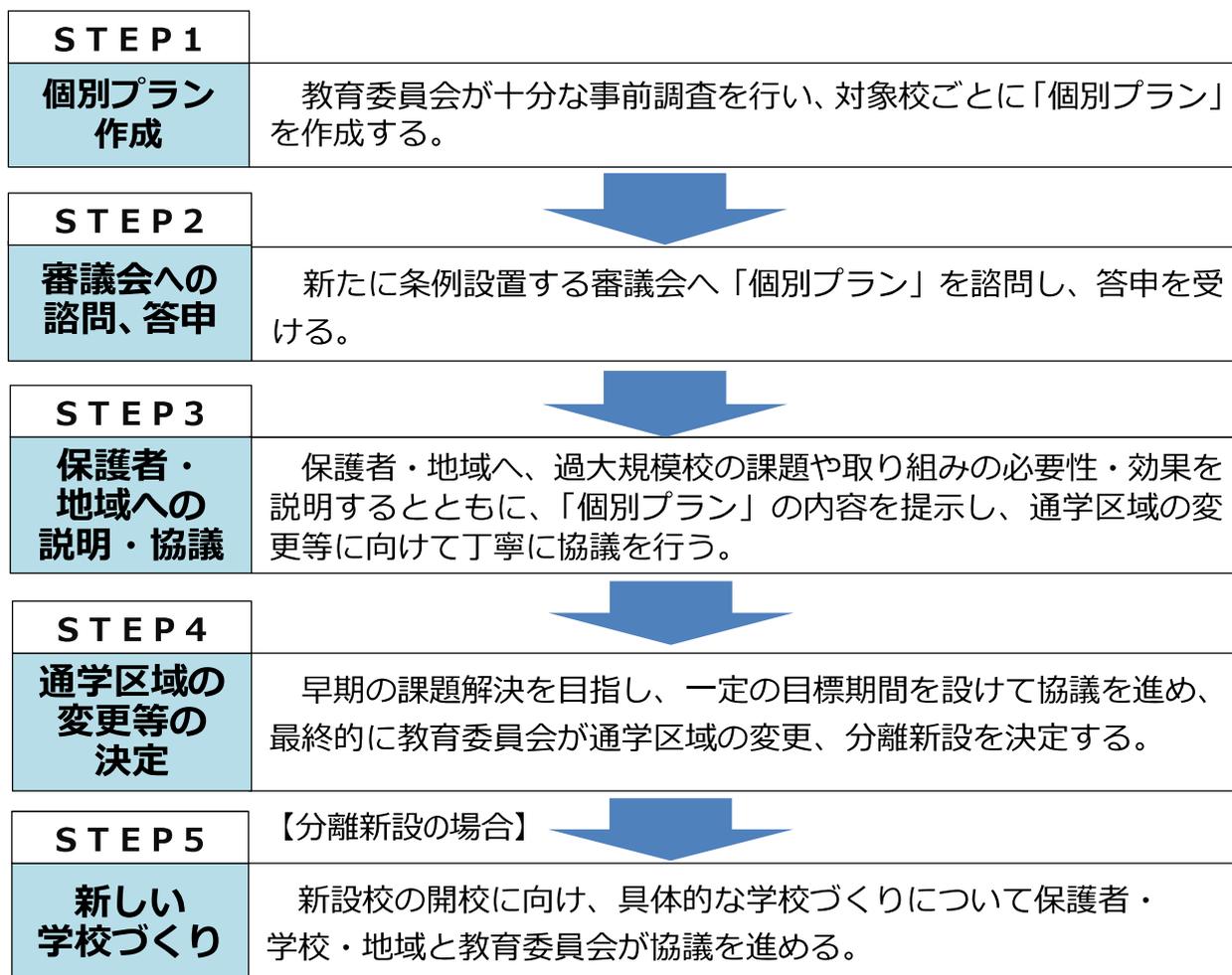
【事例1】人口過密地域において、一定規模以上の戸数を有する共同住宅を開発する事業者に対して、計画変更等の協力を依頼する方法。(神戸市)

【事例2】児童数の一時的な増加と減少を見越し、教室が不足する期間に限定した新設校を建設する方法。(横浜市)

○用地取得後に過大規模化が解消され、学校の分離新設が見込まれない状況となった場合には、当該用地の有効活用を検討します。

2 取り組みの進め方に関すること

○小規模校への取り組みと同様、「個別プラン」を作成し、保護者・地域へ、過大規模校の状況や取り組みの必要性について、丁寧に説明・協議を行います。



○「個別プラン」の対象となる学校は、ア、イに全て該当する小・中学校とします。ただし、ア、イは学級数や幼児人口等の変化に応じて、毎年度更新します。

ア 過大規模校であること。

イ 6年間過大規模校が継続する見込みであること。

※幼児人口（0～5歳児）、児童人口に、集合住宅の開発計画や人口移動率等を加味した短期的な将来推計を用います。

<参考>市内の過大規模校 ※2018（平成30）年5月1日現在

小学校(6校)

区	小学校	区	小学校
千種	東山⑳、田代㉒	緑	大清水㉒
中川	荒子㉑	名東	名東㉓、西山㉔

中学校0校

※丸数字は特別支援学級を除く学級数

V 計画の推進に向けて

1 情報の発信

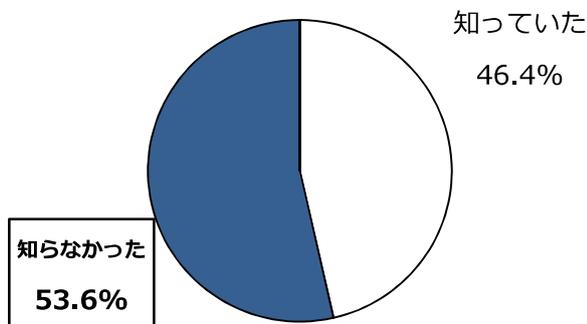
○小規模校や過大規模校では様々な課題があることについて、保護者や市民の皆様にある程度認識していただいておりますが、市内に望ましい学校規模を確保する取り組みが必要な学校が数多くあるという現状については、十分に知られていません。

○計画を推進するにあたり、まずは本市の小規模校・過大規模校の現状と、取り組みの必要性、統合した学校の様子や統合の効果等について、小・中学生の保護者や未就学児の保護者を始め広く市民の皆様を知っていただく必要があります。

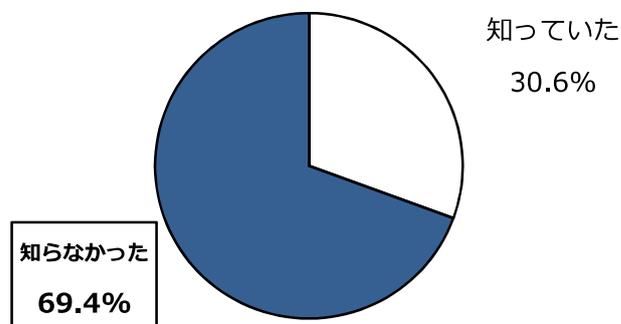
○そこで、ホームページへの情報掲載や統合校の見学会の他、わかりやすい啓発資料の作成等、積極的な情報の発信を行います。

■ 平成 29 年度ネットモニターアンケート

問 名古屋市立小学校に小規模校があることを知っていましたか



問 名古屋市立小学校に過大規模校があることを知っていましたか



2 取り組みの検証

○今後、統合等が実現した学校では、児童・生徒や保護者の他、地域・学校関係者に対してアンケート調査やヒアリングを行い、統合等の成果や課題等について検証します。この検証結果を今後の取り組みに生かすことで、より効果的に望ましい学校規模の確保を進めます。

<参考資料>

学校規模適正化推進懇談会の概要

1 目的

学校の小規模化、過大規模化を解消し、良好な教育環境を確保するため、学識経験者や学校関係者などから、意見を聴取するもの。

2 委員

(敬称略)

委員氏名		所属など
学識経験者	土屋 武志	愛知教育大学教授
	嶋津 隆文	NPO フォーラム自治研究理事長(元田原市教育長)
	小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
保護者代表	清水 敬介	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 会長
	藤井 斉子	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 副会長 (平成 30 年 4 月～)
	大澤 敬子	前名古屋市立小中学校 P T A 協議会 副会長 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)
地域関係者	神野 英之	名古屋市区政協力委員議長協議会 議長 (平成 30 年 4 月～)
	大野 鉦三	前名古屋市区政協力委員議長協議会 議長 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)
	河村 幸守	幅下学区区政協力委員会 委員長
	三輪 悠紀夫	江西学区区政協力委員会 委員長
	杉本 義彦	那古野学区区政協力委員会 委員長
学校関係者	川北 貴之	名古屋市立小中学校長会 会長
	坂野 幸彦	名古屋市立小中学校長会 副会長兼中学校部長 (平成 30 年 4 月～)
	市川 裕一	前名古屋市立小中学校長会 副会長兼中学校部長 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)
	佐藤 慎一	教員代表 (小・中学校)
	河下 卓司	教員代表 (小・中学校)
オブザーバー	三宅 光治	名東区長 (平成 30 年 4 月～)
	森 由佳里	前名東区長 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)
	渡部 智恵	天白区長 (平成 30 年 4 月～)
	山田 茂夫	前天白区長 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)
	鬼頭 昌也	前なごや小学校長

3 日程及び内容

(1) 全体会

日 程		主 な 内 容
平成 29 年度 第 1 回	平成29年10月12日	小規模化の現状、 学校規模適正化の必要性 等
第 2 回	平成30年 3月20日	懇談会中間まとめ
平成 30 年度 第 1 回	平成30年 7月19日	ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画（中間案）
第 2 回	平成31年 1月24日	ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画（案）

(2) 学校規模適正化部会

現在の対策の分析や新たな対策について検討するもの。

日 程		主 な 内 容
平成 29 年度 第 1 回	平成29年10月12日	現在の計画内容、小規模校対策が進まない理由 等
第 2 回	11月22日	新たな計画の枠組み、新たな小規模校対策の進め方 等
第 3 回	12月 6日	新たな小規模校対策の進め方、個別対策プラン 等
第 4 回	12月21日	個別対策プラン、過大規模校対策 等
第 5 回	平成30年 1月22日	過大規模校対策、アンケート結果 等
第 6 回	1月31日	学校規模適正化を進めるための組織体制
第 7 回	2月23日	部会中間まとめ

(3) 学校施設マネジメント部会

適正化に関連する学校整備の手法や学校施設の複合化等を検討するもの。

日 程		主 な 内 容
平成 29 年度 第 1 回	平成29年10月12日	新しい整備手法の取り組み、余裕教室の現状 等
第 2 回	11月16日	学校外プールの活用、学校施設の複合化 等
第 3 回	平成30年 2月23日	部会中間まとめ



ナゴヤ 子どもいきいき 学校づくり計画

発行・編集 ● 名古屋市教育委員会

お問い合わせ ● 総務部教育環境整備課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 ● 052-972-3226

ファクシミリ ● 052-972-4176

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。